

加賀市特定業務共同企業体取扱基準

平成27年8月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、市が発注する業務（設計業務に限る。以下同じ。）の共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(性格)

第2条 特定業務共同企業体（以下「特定企業体」という。）は、企画立案力、創造力、技術力等を結集することにより業務の効果的かつ安定的な施行を確保するため、市が共同施行を必要と認める業務ごとに結成する共同企業体とする。

(構成)

第3条 特定企業体は、2ないし3業者において自立結成するものとし、その資格要件はそれぞれの業務の発注の都度定めるものとする。

(出資比率)

第4条 構成員の出資比率は、構成員数により最小限度基準を次のとおりとする。

- (1) 2構成員の場合 30パーセント以上
- (2) 3構成員の場合 20パーセント以上

(代表者の決定)

第5条 代表者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 構成員のうち業務施行の構成員中、発注予定業務に係る過去3カ年の平均売上高が最も大きな者であること。
- (2) 出資比率が、構成員中最も大きな者であること。

(資格審査申請書等)

第6条 市長は、業務を特定企業体に発注しようとするときは、あらかじめ資格要件を定め、市広報又は掲示その他の方法により公告しなければならない。

- 2 資格審査の申請をしようとする者は、前項の公告をした日から起算して7日以内に関係書類を添えて、特定業務共同企業体入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長が特に認めたときは、第1項の規定にかかわらず公告を省略することができるものとする。この場合において、申請書の提出期限については、その都度定めるものとする。

(入札参加資格審査)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行うものとする。

2 前項の審査により適格と判断された特定企業体は、市の競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されたものとみなす。

(資格の有効期間)

第8条 特定企業体は、請け負った業務の完了後6箇月を経過するまで資格を有するものとする。ただし、業務を請け負うことができなかつたときは、当該業務の契約が締結された日をもって有効期間を終了するものとする。

2 特定企業体は、前項に定める資格の有効期間内は当該資格を取下げることができない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(行為の相手方)

第9条 特定企業体に対する行為は、すべて当該特定企業体の代表者を相手方とする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成27年8月1日から施行する。